

令和6年2月28日

第1回羽島市議会定例会議案

議案要綱

目 次

議第19号	羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……	3
議第21号	羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……	4
議第22号	羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……	5
議第23号	羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……	6
議第24号	羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……	8
議第25号	命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例について……	10

要綱 1

議第19号

羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

国民健康保険税の税率等の見直しに伴い、羽島市国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

1 国民健康保険税率等の改正

(1) 基礎課税額の税率等の改正（第3条、第4条及び第4条の2関係）

基礎課税額の所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率等を改正し、所得割7.2%（改正前6.6%）、均等割27,600円（改正前25,800円）及び平等割19,800円（改正前19,500円）とすることとする。

(2) 後期高齢者支援金等課税額の税率等の改正（第5条及び第6条関係）

後期高齢者支援金等課税額の所得割及び被保険者均等割の税率等を改正し、所得割2.6%（改正前2.5%）、均等割10,000円（改正前9,600円）とすることとする。

(3) 介護納付金課税額の税率等の改正（第7条及び第8条関係）

介護納付金課税額の所得割及び被保険者均等割の税率等を改正し、所得割2.3%（改正前2.2%）、均等割10,900円（改正前10,700円）とすることとする。

(4) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る低所得者の保険税の減額の改正（第22条関係）

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る所得割、被保険者均等割及び基礎課税額に係る世帯別平等割の税率等の改正に伴い、所得が一定額以下の世帯等に対する被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正することとする。

2 その他

(1) この改正は、令和6年4月1日から施行することとする。

(2) 所要の経過規定を設けることとする。

要綱 2

議第 2 1 号

羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）の公布に伴い、羽島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正するものとする。

1 人員に関する事項

- (1) 事業所ごとに 1 以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこととする。（第 5 条関係）
- (2) 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこととする。（第 6 条関係）

2 重要事項の掲示に関する事項（第 2 4 条関係）

運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付けることとする。

3 身体的拘束等に関する事項（第 3 1 条及び第 3 3 条関係）

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることとする。

4 モニタリングに関する事項（第 3 3 条関係）

利用者の同意を得る等の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることとする。

5 その他

- (1) この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) 所要の経過規定を設けることとする。

要綱 3

議第 2 2 号

羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）の公布に伴い、羽島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

1 介護支援専門員の取扱件数に関する事項（第 5 条関係）

介護支援専門員の員数の基準は、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 4 4 又はその端数を増すごとに 1 とすることとする。

2 管理者の兼務範囲の明確化に関する事項（第 6 条関係）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。

3 身体的拘束等に関する事項（第 1 5 条及び第 3 2 条関係）

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることとする。

4 モニタリングに関する事項（第 1 6 条関係）

利用者の同意を得る等の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることとする。

5 重要事項の掲示に関する事項（第 2 5 条関係）

運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付けることとする。

6 その他

(1) この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。

(2) 所要の経過規定を設けることとする。

要綱 4

議第 23 号

羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）の公布に伴い、羽島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

- 1 管理者の兼務範囲の明確化に関する事項（第 7 条、第 48 条、第 59 条の 4、第 59 条の 24、第 62 条、第 66 条、第 83 条、第 111 条、第 121 条、第 131 条、第 166 条及び第 192 条関係）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。

- 2 身体的拘束等に関する事項

- (1) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることとする。（第 24 条、第 42 条、第 51 条、第 58 条、第 59 条の 9、第 59 条の 19、第 59 条の 30、第 59 条の 37、第 70 条及び第 79 条関係）

- (2) 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の実施）を義務付けることとする。（第 92 条及び第 197 条関係）

- 3 重要事項の掲示に関する事項（第 34 条関係）

運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付けることとする。

- 4 管理者の兼務に関する事項（第 83 条及び第 192 条関係）

小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

- 5 委員会設置に関する事項（第 106 条の 2 関係）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策

を検討するための委員会設置を義務付けることとする。

6 医療機関との連携に関する事項

- (1) 協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、協力医療機関を定めるに当たっての要件を定めることとする。(第125条、第147条及び第172条関係)
- (2) 緊急時等の対応について、医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上、見直すこととする。(第165条の2関係)
- (3) 感染者の診療等を行う医療機関と連携し、新興感染症発症時等の対応を取り決めるよう努めることとする。(第125条、第147条及び第172条関係)

7 人員配置の特例に関する事項 (第130条関係)

介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる地域密着型特定施設入居者生活介護の施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数を緩和することとする。

8 看護小規模多機能型居宅介護に関する事項 (第197条関係)

看護小規模多機能型居宅介護のサービスを明確化することとする。

9 その他

- (1) この改正は、令和6年4月1日から施行することとする。
- (2) 所要の経過規定を設けることとする。

要綱 5

議第 24 号

羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）の公布に伴い、羽島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

1 管理者の兼務範囲の明確化に関する事項（第 6 条、第 10 条、第 45 条、第 72 条及び第 79 条関係）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。

2 重要事項の掲示に関する事項（第 32 条関係）

運営規程の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付けることとする。

3 身体的拘束等に関する事項

(1) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることとする。（第 40 条及び第 42 条関係）

(2) 身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の実施）を義務付けることとする。（第 53 条関係）

4 管理者の兼務に関する事項（第 45 条関係）

介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者について、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。

5 委員会設置に関する事項（第 63 条の 2 関係）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付けることとする。

6 医療機関との連携に関する事項（第83条関係）

- (1) 協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、協力医療機関を定めるに当たっての要件を定めることとする。
- (2) 感染者の診療等を行う医療機関と連携し、新興感染症発症時等の対応を取り決めるよう努めることとする。

7 その他

- (1) この改正は、令和6年4月1日から施行することとする。
- (2) 所要の経過規定を設けることとする。

要綱 6

議第 25 号

命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例案要綱

過去の災害の教訓等から、市民自らで考えたルールを作ることにより、市民の自助、共助による被害軽減を図るため、命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例を制定するものとする。

1 目的に関する事（第 1 条関係）

この条例は、市民が主体的に行う防災及び減災活動並びに地域コミュニティにおける自発的に行う防災及び減災活動を促すことで、災害が発生したときに一人でも多くの命を守ることができるまちを実現することを目的として定めることとする。

2 定義に関する事（第 2 条関係）

この条例において使用する用語の意義を定めることとする。

3 自助に関する事（第 3 条から第 5 条まで関係）

市民、事業者及び通勤通学者が、防災及び減災に寄与するための自助の取組みを定めることとする。

4 共助に関する事（第 6 条から第 8 条まで関係）

市民、地域コミュニティ及び事業者が、防災及び減災に寄与するための共助の取組みを定めることとする。

5 公助に関する事（第 9 条関係）

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための諸施策を講ずるとともに、自助及び共助の支援及び促進を図ることとする。

6 その他

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとする。